

平成 29 年度第 1 回

静岡 地域医療構想調整会議

日 時：平成 29 年 5 月 19 日(金) 午後 7 時 15 分～
場 所：静岡市城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟
(3 階 第 1・2 研修室)

次 第

○ 議 題

- 1 第 8 次静岡県保健医療計画の策定について

○ 報 告

- 1 平成 28 年度病床機能報告について
- 2 県民意向調査の概要について

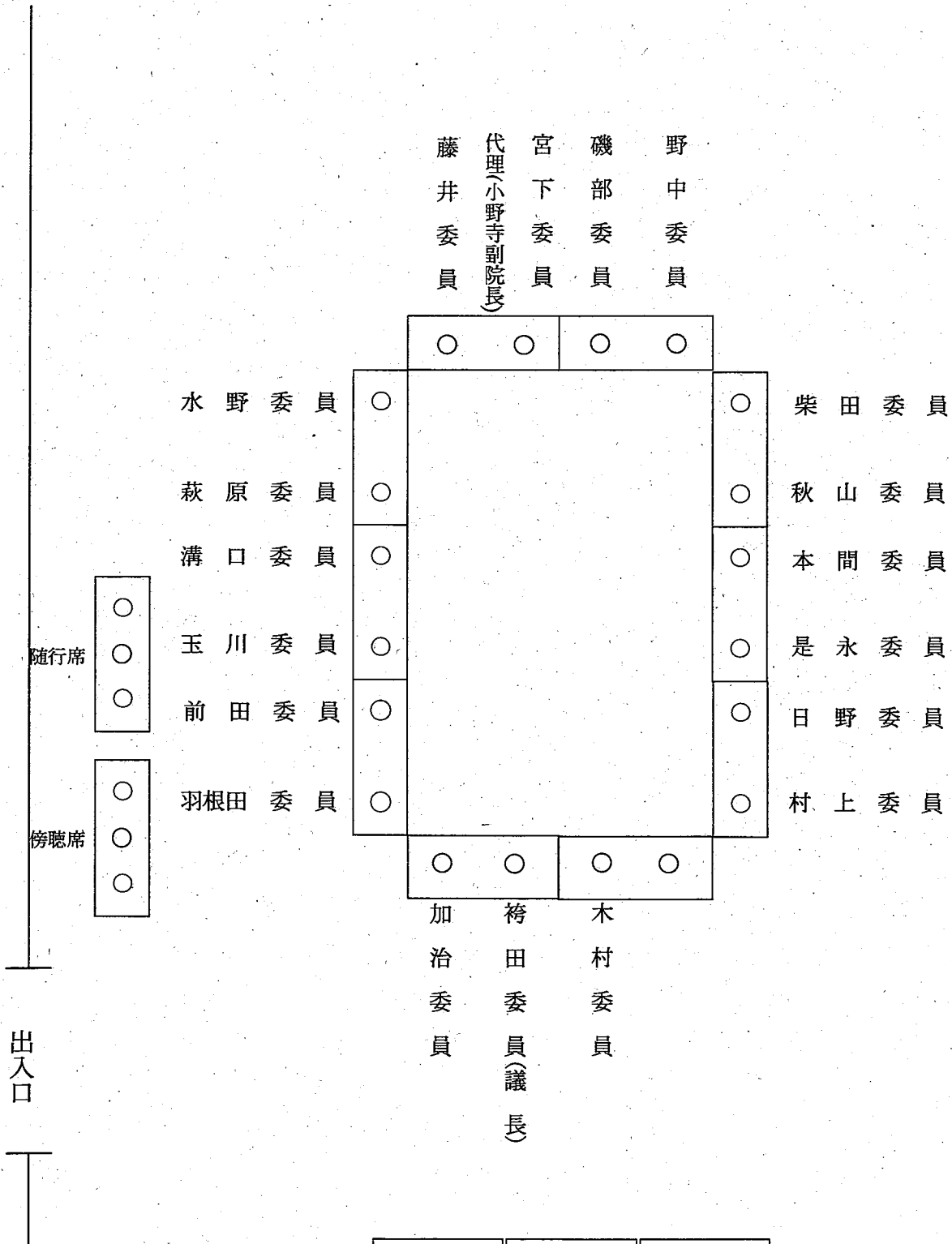
○ その他

【配付資料】

- ・次第
 - ・座席表
 - ・静岡構想区域調整会議 委員名簿
 - ・静岡構想区域調整会議 設置要綱
 - ・資料 1：第 8 次静岡県保健医療計画の策定
 - ・資料 2：疾病・事業等ごとのデータから見た地域課題と今後の方策案の取りまとめ
 - ・資料 3：平成 28 年度病床機能報告制度における機能別病床数の報告状況
 - ・資料 4：県民意向調査結果の概要について
- (参考)
- ・参考資料 1：厚労省「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」
 - ・参考資料 2：医療提供体制構築に係る現状把握
(厚労省「医療計画作成支援計画データブック」より)
 - ・参考資料 3：第 7 次静岡県保健医療計画の進捗状況について
 - ・参考資料 4：第 7 次静岡県保健医療計画の静岡保健医療圏(抜粋)
 - ・参考資料 5：平成 28 年度版静岡市の保健衛生(抜粋)
 - ・参考資料 6：地域医療構想調整会議に係る関係者打合せ会資料(厚生労働省医政局提供資料)

平成 29 年度 第 1 回 静岡地域医療構想調整会議
座席表 (平成 29 年 5 月 19 日)

(城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 3階第1・2研修室)



静岡地域医療構想調整会議委員名簿

H29.5.12現在

No	所属団体名	役職	氏名	備考
1	静岡市静岡医師会	会長	袴田 光治	
2	静岡市清水医師会	会長	村上 仁	
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳	
4	静岡市静岡歯科医師会	会長	是永 俊晴	
5	静岡市清水歯科医師会	会長	本間 義章	
6	静岡市薬剤師会	会長	秋山 欣三	
7	清水薬剤師会	会長	柴田 昭	
8	静岡県看護協会(静岡支部)	支部長	野中 教世	
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔	
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三	欠席
11	静岡市立静岡病院	院長	宮下 正	代理 小野寺副院長
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成	欠席
13	静岡市立清水病院	院長	藤井 浩治	
14	JA静岡厚生連静岡厚生病院	院長	水野 伸一	新任
15	JA静岡厚生連清水厚生病院	院長	中田 恒	欠席
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	院長	島田 孝夫	欠席
17	静岡県慢性期医療協会(白萩病院) 静岡県老人保健施設協会(萩の里)	理事長	萩原 秀男	
18	静岡県精神科病院協会(溝口病院)	院長	溝口 明範	
19	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	企画総務 部長	玉川 茂	
20	静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム 蜂ヶ谷園)	施設長	前田 万正	
21	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生 医療部長	羽根田 信人	新任
22	静岡市保健所	所長	加治 正行	
23	静岡県中部保健所	所長	木村 雅芳	

静岡地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として静岡地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の会務を総理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県中部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。